

令和2年度社会福祉法人草笛の会事業計画

I. 事業方針

地域福祉の中核的担い手である社会福祉法人においては、効率的・安定的な経営を実践し、多様化・複雑化した福祉ニーズに積極的に対応していく機能が求められている。草笛の会は、東遠地域における障害福祉サービス提供事業者として、重要な役割を果たしてきたと自負しているが、今後更に、利用者本位の視点に立った地域福祉への積極的な事業推進を図るため、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、質の高いサービスを提供し、障害福祉サービスの拠点として地域に貢献できる法人・事業所を目指す。

II. 重点目標

1. コンプライアンスの徹底

内部牽制体制の強化や情報管理の徹底、各種法令や基準等の遵守など、適正な事業執行管理を継続して行えるようコンプライアンス体制の強化を図る。

2. 経営組織のガバナンスの強化

理事会及び評議員会の適正な運営に努め、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築する。

3. 事業運営の透明性の向上

計算関係書類や現況報告書の公表を適切に実施し、法人運営の透明性の確保を図る。

4. 財務規律の強化

会計年度ごとに社会福祉充実残額を明確化し、残額が発生した場合は、社会福祉充実計画を作成するとともにその確実な実施を図る。

5. 安定した財政運営の確立

- ・稼働率の向上や各種加算の確保により、事業収入の安定的確保を図る。
- ・職員個々のコスト意識の醸成を図り、経費の削減に取り組む。

6. サービスの質の向上

- ・利用者の意思及び人格、権利を尊重し、一人ひとりの持っている力を引出しながら、社会自立や生きがいをもった充実した生活実現のための適切な支援に努める。
- ・第三者による評価の受審を行い、外部の評価結果を活かしたサービスの改善を行う。
- ・ISO14001環境マネジメントシステムにより、業務の効率化等を図るシステムづくりを促進し更なるサービスの質の向上に努める。

7. 人材の確保と育成

- ・深刻化する人材不足に対処するため、大学等との連携や訪問等の実施、実習生の積極的な受入れや就活をサポートするイベント等を実施する等の多様な人材確保の方策を講じる。
- ・外部専門家によるスーパーバイズを受けることにより、支援技術の向上や適切な知識の習得を図り、利用者の人権を尊重した質の高いサービスの提供を行う。
- ・キャリアパスを明確にし、階層ごとに期待する職員像を制定し、何を期待されているのかという視点を明確にする。
- ・中堅職員の育成強化を図るため、リーダーとしての意識を持たせ、マネジメント力や経営感覚を身に付けるための研修を実施する。

- ・働きやすい労働環境を整備するため、社会保険労務士と連携し、業務のあり方や効率化に向けて再点検をし、職員一人ひとりが達成感を実感できるよう組織マネジメントに努める。

8. リスクマネジメント体制の強化

- ・インフルエンザやノロウイルスをはじめとする感染症や食中毒の発生を防止するために予防策を徹底するとともに、マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、感染拡大の防止に努める。
- ・ヒヤリ・ハット事例の収集・検証が事故防止のために重要であることを認識させ、万一が事故が起こった場合は、原因の究明及び是正処置、水平展開を行い、再発防止に努める。
- ・地震、風水害、火災時の対応マニュアルの整備及び更新を行い、マニュアルを活用した各種災害対策訓練を地域と連携しながら継続的に実施する。
- ・個人情報保護方針、情報管理規程及び特定個人情報取扱規程を順守し、個人情報の適正な管理を徹底する。

9. 地域貢献活動の実施

- ・あらゆる事情により、一時的に障害者を支援することが困難になった家庭等に対し、当該家庭等における障害者の生活をサポートする。
- ・地域の中で生活する障害児者に対して、日々の困りごとを気軽に相談できる窓口を設け、障害児者の生活の安定に貢献する。
- ・こども食堂の運営を継続し、孤食の解決や地域コミュニティ機能も果たしていく。

10. 事業・設備整備事業

- ・新たな就労支援事業所の開設に向け、作業の開拓、支援体制の整備等を行う新規事業準備室を開設する。
- ・全事業所の水銀使用照明からLED照明への交換工事を実施する。

III. 評議員会・理事会・監事監査の実施・開催

定時評議員会の開催

6月、3月に開催する。

定時理事会の開催

6月、11月、3月に開催する。

監事監査の実施

・5月

・定期監査を9月、1月に実施する。

IV. 負債償還事業の実施（別紙1）

施設・設備整備事業資金確保のための借入金の元利償還金 37,799,596 円を独立行政法人福祉医療機構、島田掛川信用金庫小笠支店、静岡銀行小笠支店に対して支払う。

V. 借地料の支払い（別紙2）

借地 16,568,10 m²の借地料 4,141,400 円を 15名の地主に支払う。

事業所名	事業名	支援・運営計画の趣旨	定員
菊川寮	生活介護	・入浴や排泄、食事等の介助、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、利用者の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。	55名
	施設入所支援	・施設に入所する利用者につき、主に夜間において、入浴、排泄及び食事等の介助、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。	55名
	日中一時支援	・日中において支援する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を提供し、家族の介護等の負担の軽減を図る。	4名
菊川寮	短期入所	・居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設への短期間の入所を必要とする障害者等に、入浴、排泄及び食事その他の必要な支援を行う。	3名
アフターケアセンターくさぶえ	共同生活援助(介護サービス包括型)	・グループホーム内において入浴、排泄又は食事の介護その他の支援を行うとともにその他の日常の相談支援を行う。 ・地域の中で家庭的な雰囲気の下、生活ができるよう支援を行う。 ・一人で暮らしたいというニーズに応じて、サテライト型住居でのサービスを提供する。 【定員内訳】 若草の家5名、春日の家5名、城山の家7名、ほんまちの家6名(サテライト1名) さくらの家5名、さくらの家Ⅱ10名、おおぶちの家9名、コロボックルの家4名 カレントの家10名、たかはしの家5名、おがさの家5名、つちはしの家Ⅰ6名、つちはしの家Ⅱ4名、はまの家10名、ほんまちの家Ⅱ4名、つばぎの家5名	100名
アフターケアセンターくさぶえ	短期入所	・居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、グループホームへの短期間の入所を必要とする障害者等に、入浴、排泄及び食事その他の必要な支援を行う。	2名
地域生活支援センターカレント	居宅介護	・居宅において、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる支援を行う。	
	行動援護	・障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な支援を行う。	
	移動支援	・単独では外出困難な障害者が、外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際、移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う。	
	重度訪問介護	・重度の肢体不自由等常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排泄又は食事の介護及び外出時における移動中の介護を総合的に行う。	
	相談支援	①計画相談支援(特定相談、障害児相談) 障害者(児)の自立した生活を支え障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援する。支給決定障害者(児)が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス利用計画を作成する。 ②地域移行支援・地域定着支援(一般相談) ・地域移行支援 障害者支援施設等に入所している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行う。 ・地域定着支援 居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談、訪問等を行う。 ③緊急受け入れと調整 居宅において本人又は家族の緊急事態に対し受け入れ又はその調整を各委託相談事業所や他法人事業所と連携を取りながら進める。	
ふれんずつばさ	放課後デイサービス	・学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を支援する。 ・創作活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービス提供に努める。	定員10名

事業所名	事業名	支援・運営計画の趣旨	定員
菊川寮	生活介護	入浴や排泄、食事等の介助、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、利用者の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。	55名
	施設入所支援	施設に入所する利用者につき、主に夜間において、入浴、排泄及び食事等の介助、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。	55名
	日中一時支援	日中において支援する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を提供し、家族の介護等の負担の軽減を図る。	4名
菊川寮	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設への短期間の入所を必要とする障害者等に、入浴、排泄及び食事その他の必要な支援を行う。	3名
アフターケアセンターくさぶえ	共同生活援助(介護サービス包括型)	<p>・グループホーム内において入浴、排泄又は食事の介護その他の支援を行うとともにその他の日常の相談支援を行う。</p> <p>・地域の中で家庭的な雰囲気の下、生活ができるよう支援を行う。</p> <p>・一人で暮らしたいというニーズに応じて、サテライト型住居でのサービスを提供する。</p> <p>【定員内訳】</p> <p>若草の家5名、春日の家5名、城山の家7名、ほんまちの家6名(サテライト1名)</p> <p>さくらの家5名、さくらの家II 10名、おおぶちの家9名、コロボックルの家4名</p> <p>カレントの家10名、たかはしの家5名、おがさの家5名、つちはしの家I 6名</p> <p>、つちはしの家II 4名、はまの家10名、ほんまちの家II 4名、つばぎの家5名</p>	100名
アフターケアセンターくさぶえ	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、グループホームへの短期間の入所を必要とする障害者等に、入浴、排泄及び食事その他の必要な支援を行う。	2名
地域生活支援センターカレント	居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる支援を行う。	
	行動援護	障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な支援を行う。	
	移動支援	単独では外出困難な障害者が、外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際、移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う。	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由等常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排泄又は食事の介護及び外出時における移動中の介護を総合的に行う。	
	相談支援	<p>①計画相談支援(特定相談、障害児相談)</p> <p>障害者(児)の自立した生活を支え障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援する。支給決定障害者(児)が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス利用計画を作成する。</p> <p>②地域移行支援・地域定着支援(一般相談)</p> <p>・地域移行支援</p> <p>障害者支援施設等に入所している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行う。</p> <p>・地域定着支援</p> <p>居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談、訪問等を行う。</p> <p>③緊急受入れと調整</p> <p>居宅において本人又は家族の緊急事態に対し受入れ又はその調整を各委託相談事業所や他法人事業所と連携を取りながら進める。</p>	
ふれんずつばさ	放課後デイサービス	<p>・学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を支援する。</p> <p>・創作活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービス提供に努める。</p>	定員10名